

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-64541
(P2020-64541A)

(43) 公開日 令和2年4月23日(2020.4.23)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
G06F 21/32 (2013.01)	G06F 21/32	5B043
G06F 21/34 (2013.01)	G06F 21/34	5L055
G06T 7/00 (2017.01)	G06T 7/00	510F
G06Q 20/40 (2012.01)	G06Q 20/40	
G06Q 40/02 (2012.01)	G06Q 40/02	

審査請求 未請求 請求項の数 12 O L (全 30 頁)

(21) 出願番号 特願2018-197278 (P2018-197278)
(22) 出願日 平成30年10月19日 (2018.10.19)

(71) 出願人 00005223
富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(74) 代理人 100104190
弁理士 酒井 昭徳
(72) 発明者 加地 竹志
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
(72) 発明者 水尾 高暢
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
Fターム(参考) 5B043 AA01 AA02 AA09 BA04 CA09
DA05 EA02 GA01
5L055 AA73 BB14

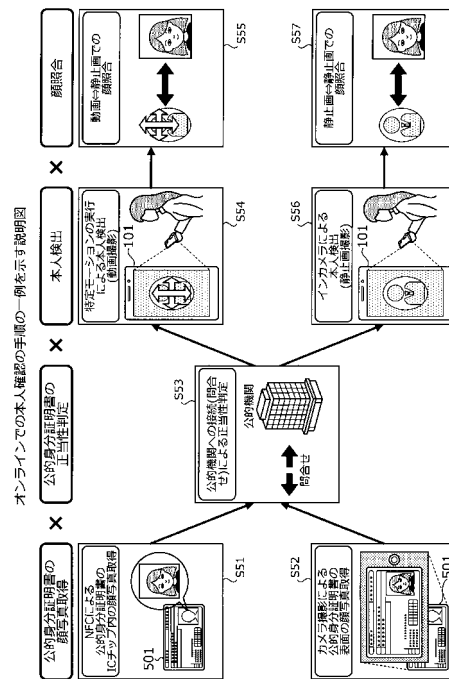
(54) 【発明の名称】 本人確認プログラム、本人確認方法および情報処理装置

(57) 【要約】

【課題】 本人確認の手続きにかかる負荷を軽減すること。

【解決手段】 情報処理装置101は、オンラインでの本人確認を行うにあたり、NFC等を利用して、運転免許証501に内蔵されたICチップから、顔画像を含む身分証情報を読み取る(ステップS51)。情報処理装置101は、読み取った身分証情報に基づき、運転免許証501の正当性判定を行う(ステップS53)。ここで、運転免許証501が正当であると判定された場合、情報処理装置101は、特定モーション(例えば、まばたき)の実行による本人検出を行う(ステップS54)。ここで、本人が検出されると、情報処理装置101は、カメラ303により撮影された動画と、身分証情報に含まれる顔画像とに基づいて、本人認証(顔照合)を行う(ステップS55)。

【選択図】 図5



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ユーザの画像を含む個人情報をも公的身分証明書から読み取り、読み取った前記個人情報に基づき、前記公的身分証明書が正当であるか否かを判定し、前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む撮影画像を撮影し、読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する、処理をコンピュータに実行させることを特徴とする本人確認プログラム。

【請求項 2】

前記読み取る処理は、
オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求を受け付けたことに依じて、ユーザの画像を含む個人情報をも公的身分証明書から読み取る、ことを特徴とする請求項 1 に記載の本人確認プログラム。

10

【請求項 3】

前記読み取る処理は、
前記公的身分証明書に組み込まれた IC チップからユーザの画像を含む個人情報を読み取る、ことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の本人確認プログラム。

【請求項 4】

前記出力する処理は、
本人認証に成功した場合には、本人認証の結果とともに、読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像を出力する、ことを特徴とする請求項 3 に記載の本人確認プログラム。

20

【請求項 5】

前記公的身分証明書を含む撮影画像を撮影する、処理を前記コンピュータに実行させ、前記読み取る処理は、
撮影した前記公的身分証明書を含む撮影画像を文字認識処理して、前記公的身分証明書に記載された個人情報を読み取り、
撮影した前記公的身分証明書を含む撮影画像をトリミング処理して、前記公的身分証明書に付されたユーザの画像を取得する、
ことを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

30

【請求項 6】

読み取った前記個人情報に住所情報が含まれる場合、ユーザの現在位置を示す位置情報を取得する、処理を前記コンピュータに実行させ、
前記出力する処理は、
取得した前記位置情報と前記個人情報に含まれる前記住所情報との比較結果にさらに基づいて、本人認証の結果を出力する、ことを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

【請求項 7】

前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像は、顔画像であり、
前記撮影する処理は、
ユーザを撮影する際に、被写体を表示する画面に、顔を位置付けるガイドを表示する、ことを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

40

【請求項 8】

前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む動画を撮影し、読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記動画とに基づいて、本人認証を行う、
処理を前記コンピュータに実行させることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

【請求項 9】

前記本人認証を行う処理は、

50

撮影した前記動画から複数のフレーム画像を選択し、
選択した前記複数のフレーム画像それぞれと、前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像とを照合した結果に基づいて、本人認証を行う、
ことを特徴とする請求項 8 に記載の本人確認プログラム。

【請求項 10】

ユーザを含む動画を撮影中に、モーション指示を出力し、
撮影した前記動画に基づいて、出力した前記モーション指示に対応する動作が行われているか否かを判断する、処理を前記コンピュータに実行させ、
前記本人認証を行う処理は、
前記モーション指示に対応する動作が行われていると判断した場合に、前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記動画とに基づいて、本人認証を行う、ことを特徴とする請求項 8 または 9 に記載の本人確認プログラム。

10

【請求項 11】

ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取り、
読み取った前記個人情報に基づき、前記公的身分証明書が正当であるか否かを判定し、
前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む撮影画像を撮影し、
読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する、
処理をコンピュータが実行することを特徴とする本人確認方法。

【請求項 12】

被写体を撮影するカメラと、
ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取る読取部と、
前記読取部が読み取った前記個人情報に基づき、前記公的身分証明書が正当であるか否かを判定する判定部と、
前記判定部が前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、前記カメラにより、ユーザを含む撮影画像を撮影する撮影制御部と、
前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、前記撮影制御部が撮影した前記ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する出力部と、
を有することを特徴とする情報処理装置。

20

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は、本人確認プログラム、本人確認方法および情報処理装置に関する。

【背景技術】

【0002】

例えば、金融機関などでは、犯罪収益移転防止法により、口座開設に際し、犯罪によって得られた資金がマネーロンダリング（資金洗浄）されたり、テロ資金に流用されたりすることなどを防止するため、顧客の本人確認や疑わしい取引の届け出が義務付けられている。

【0003】

先行技術としては、事業者に提示される身分証明書の画像データを用いて生活者の本人認証を行う情報処理システムがある。例えば、端末装置が、生活者の証明写真を読み取り、読み取った証明写真を情報処理装置に送信し、情報処理装置が、各生活者の証明写真を含む個人情報を記憶する記憶部が記憶している証明写真と、受信した証明写真とが一致するか否かを判定する情報処理システムがある。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2018 - 32235 号公報

【発明の概要】

50

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、従来技術では、本人確認の手續きに手間や時間がかかる。例えば、口座開設の際に、転送不要郵便（いわゆる、本人限定受取郵便）を利用して本人確認を行う場合、事務手續きが煩雑であり、郵送が必須であるため時間がかかる。

【0006】

一つの側面では、本発明は、本人確認の手續きにかかる負荷を軽減することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

1つの実施態様では、ユーザの画像を含む個人情報をも公的身分証明書から読み取り、読み取った前記個人情報に基づき、前記公的身分証明書が正当であるか否かを判定し、前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む撮影画像を撮影し、読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する、本人確認プログラムが提供される。

【発明の効果】

【0008】

本発明の一側面によれば、本人確認の手續きにかかる負荷を軽減することができる。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】図1は、実施の形態にかかる本人確認方法の一実施例を示す説明図である。

【図2】図2は、本人確認システム200のシステム構成例を示す説明図である。

【図3】図3は、情報処理装置101のハードウェア構成例を示すブロック図である。

【図4】図4は、情報処理装置101の機能的構成例を示すブロック図である。

【図5】図5は、オンラインでの本人確認の手順の一例を示す説明図である。

【図6A】図6Aは、オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図（その1）である。

【図6B】図6Bは、オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図（その2）である。

【図6C】図6Cは、オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図（その3）である。

【図6D】図6Dは、オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図（その4）である。

【図7A】図7Aは、オンラインでの本人確認時の画面の第2の遷移例を示す説明図（その1）である。

【図7B】図7Bは、オンラインでの本人確認時の画面の第2の遷移例を示す説明図（その2）である。

【図7C】図7Cは、オンラインでの本人確認時の画面の第2の遷移例を示す説明図（その3）である。

【図7D】図7Dは、オンラインでの本人確認時の画面の第2の遷移例を示す説明図（その4）である。

【図8】図8は、情報処理装置101の本人確認支援処理手順の一例を示すフローチャート（その1）である。

【図9】図9は、情報処理装置101の本人確認支援処理手順の一例を示すフローチャート（その2）である。

【図10】図10は、偽造・変造検証処理の具体的処理手順の一例を示すフローチャートである。

【図11】図11は、検証サーバ201の偽造・変造検証処理手順の一例を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

10

20

30

40

50

【0010】

以下に図面を参照して、本発明にかかる本人確認プログラム、本人確認方法および情報処理装置の実施の形態を詳細に説明する。

【0011】

(実施の形態)

図1は、実施の形態にかかる本人確認方法の一実施例を示す説明図である。図1において、情報処理装置101は、オンラインでの本人確認を支援するコンピュータである。ここで、本人確認とは、取引を行う際に、相手方が本人であることに間違いがないことを確認することである。

【0012】

取引には、例えば、事業者(犯罪収益移転防止法における特定事業者など)との間で行われる取引のほか、公的機関に対して行われる申請、手続きなどが含まれてもよい。また、オンラインでの本人確認とは、インターネットなどの通信回線に接続されたコンピュータ(例えば、情報処理装置101)を利用して行われる本人確認である。

【0013】

例えば、金融機関での口座開設の際には、本人確認を行う必要がある。金融機関の窓口に出向くことなく本人確認を行う手段としては、本人限定受取郵便を利用するものがある。ところが、本人限定受取郵便は、事務手続きが煩雑であり、郵送が必須となるため時間(例えば、1週間程度)や費用(例えば、数百円程度)がかかる。

【0014】

そこで、本実施の形態では、オンラインでの本人確認を実現することで、本人確認の手続きにかかる負荷を軽減する本人確認方法について説明する。以下、情報処理装置101の処理例について説明する。

【0015】

(1) 情報処理装置101は、ユーザの画像を含む個人情報を含む公的身分証明書(図1の例では、公的身分証明書110)から読み取る。公的身分証明書からの個人情報の読み取りは、例えば、本人確認を行う際に行われる。本人確認は、例えば、オンラインでの本人確認を要する取引に応じて行われる。公的身分証明書とは、人の身分を証明するためのものであり、官公庁や学校、会社、団体などによって発行される文書である。

【0016】

公的身分証明書としては、例えば、運転免許証、個人番号カード、パスポート、在留カードなどがある。また、ユーザの画像は、公的身分証明書により身分が証明されたユーザの画像であり、例えば、ユーザの顔画像である。また、公的身分証明書には、個人情報を記録するIC(Integrated Circuit)が内蔵されているものがある。

【0017】

例えば、運転免許証のICチップには、氏名、生年月日、住所、顔写真、免許証交付年月日、有効期間、免許証番号などの個人情報が記録されている。また、運転免許証のICチップには、運転免許証の発行者(例えば、警察)の公開鍵や電子署名が記録されている。ICチップに記録された情報は、近距離無線通信により読み取ることができる。

【0018】

近距離無線通信とは、通信距離が数センチから数メートル程度の無線通信である。近距離無線通信としては、例えば、NFC(Near Field Communication)を利用した通信が挙げられる。

【0019】

具体的には、例えば、情報処理装置101は、公的身分証明書110に組み込まれたICチップから、ユーザの画像を含む個人情報を読み取る。例えば、公的身分証明書110が運転免許証の場合には、氏名、生年月日、住所、顔写真、公開鍵、電子署名などを含む情報が個人情報として読み取られる。

【0020】

(2) 情報処理装置101は、読み取った個人情報に基づき、公的身分証明書110が

10

20

30

40

50

正当であるか否かを判定する。すなわち、情報処理装置 101 は、公的身分証明書 110 が本物であるか偽物であるかの真贋判定を行う。公的身分証明書 110 の正当性の判定には、例えば、PKI (Public Key Infrastructure) を利用した偽造・変造検証を用いることができる。

【0021】

偽造・変造検証とは、文書（例えば、公的身分証明書 110）が偽造や変造されたものではないことを検証する処理である。PKI を利用した公的身分証明書 110 の偽造・変造検証では、例えば、公的身分証明書 110 の IC チップ内の電子署名を用いて改ざんが検知される。なお、偽造・変造検証の処理は、情報処理装置 101 とは異なる他のコンピュータ（例えば、後述の図 2 に示す検証サーバ 201）で行われることにしてもよい。

10

【0022】

(3) 情報処理装置 101 は、公的身分証明書 110 が正当であると判定した場合に、ユーザを含む画像（撮影画像）を撮影する。具体的には、例えば、情報処理装置 101 は、公的身分証明書 110 が正当であると判定した場合に、撮影機能を起動して、ユーザの顔を含む画像を撮影し、撮影した画像を取得する。

【0023】

ここで、撮影機能とは、画像（静止画または動画）を撮影する機能であり、例えば、後述の図 3 に示すような情報処理装置 101 のカメラ 303 により実現される。撮影対象のユーザは、本人確認の対象となるユーザである。すなわち、公的身分証明書 110 が正当であると判定されると、本人確認の対象となるユーザ自身が、情報処理装置 101 の撮影機能を利用して、顔画像を撮影する。これにより、本人確認の対象となるユーザの顔画像を得ることができる。

20

【0024】

(4) 情報処理装置 101 は、読み取った個人情報に含まれるユーザの画像と、撮影したユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する。ここで、本人認証とは、資格（例えば、サービス提供を受ける資格）を持つ者であることを主張するユーザの真正性を確認することである。

【0025】

具体的には、例えば、情報処理装置 101 は、撮影画像から顔を検出し、当該撮影画像から顔画像を抽出する。つぎに、情報処理装置 101 は、個人情報に含まれる顔画像と、抽出した顔画像とを照合して照合率を算出する。照合率は、画像同士の類似度合いを示す指標値である。なお、顔照合処理は、情報処理装置 101 とは異なる他のコンピュータ（例えば、後述の図 2 に示す照合サーバ 202）で行われることにしてもよい。

30

【0026】

つぎに、情報処理装置 101 は、算出した照合率が、あらかじめ決められた閾値以上であれば、認証成功とする。一方、情報処理装置 101 は、算出した照合率が閾値未満であれば、認証失敗とする。そして、情報処理装置 101 は、本人認証の結果（顔照合結果）を出力する。

【0027】

本人認証の結果の出力先は、例えば、取引先のコンピュータであってもよい。これにより、取引先の事業者等に対して、本人認証の結果を提供することができる。取引先の事業者等は、本人認証の結果から、相手方が本人であることに間違いがないかの本人確認を行うことができる。

40

【0028】

また、情報処理装置 101 は、後述の図 3 に示すような情報処理装置 101 のディスプレイ 305 に、本人認証の結果を一旦表示し、その後のユーザの操作入力に応じて、本人認証の結果を取引先のコンピュータに送信することにしてもよい。

【0029】

また、情報処理装置 101 は、上記(2)において公的身分証明書 110 が正当ではないと判定した場合、本人認証の結果として、公的身分証明書 110 が正当でないために本

50

人認証を行うことができない旨の情報を出力することにしてもよい。この場合は、本人確認できないこととなる。

【0030】

このように、情報処理装置101によれば、公的身分証明書110から読み取った個人情報に基づき、公的身分証明書110の正当性を確認することができる。また、情報処理装置101によれば、撮影機能を起動して撮影されたユーザを含む撮影画像を、正当性が確認された公的身分証明書110から読み取られた顔画像と照合して、本人認証を行うことができる。

【0031】

これにより、オンラインでの本人認証を実現して、本人認証の手続きにかかる負荷を軽減することができる。例えば、本人認証に成功すれば、正当な公的身分証明書110から読み取られた顔画像の人物と、本人認証の対象となるユーザとが一致するといえるため、本人であることに間違いがないことを確認することができる。一方、本人認証に失敗すれば、正当な公的身分証明書110から読み取られた顔画像の人物と、本人認証の対象となるユーザとが一致しないといえるため、本人確認できないこととなる。

10

【0032】

(本人確認システム200のシステム構成例)

つぎに、図1に示した情報処理装置101を含む本人確認システム200のシステム構成例について説明する。本人確認システム200は、例えば、オンラインでの本人確認を要する取引を行うシステムに適用される。

20

【0033】

図2は、本人確認システム200のシステム構成例を示す説明図である。図2において、本人確認システム200は、情報処理装置101と、検証サーバ201と、照合サーバ202と、事業者サーバ203と、を含む。本人確認システム200において、情報処理装置101、検証サーバ201、照合サーバ202および事業者サーバ203は、有線または無線のネットワーク210を介して接続される。ネットワーク210は、例えば、LAN(Local Area Network)、WAN(Wide Area Network)、インターネットなどである。

【0034】

ここで、情報処理装置101は、本人確認システム200のユーザが使用するコンピュータである。ユーザは、例えば、事業者と取引を行う者である。情報処理装置101は、例えば、スマートフォン、タブレットPC(Personal Computer)などである。

30

【0035】

検証サーバ201は、公的身分証明書の偽造・変造検証処理を実行するコンピュータである。照合サーバ202は、顔照合処理を実行するコンピュータである。なお、顔照合処理は、例えば、Web API(Application Programming Interface)により実現されることにしてもよい。

【0036】

事業者サーバ203は、オンラインでの本人確認を要する取引を行う事業者のコンピュータである。事業者は、例えば、犯罪収益移転防止法における特定事業者(金融機関、クレジットカード事業者など)であってもよく、また、地方公共団体などの公的機関であってもよい。

40

【0037】

なお、図2の例では、事業者サーバ203を1台のみ表記したが、これに限らない。例えば、事業者サーバ203は、オンラインでの本人確認を要する取引を行う事業者ごとに設けられる。また、検証サーバ201および照合サーバ202は、1つのサーバにより実現されることにしてもよい。

【0038】

(情報処理装置101のハードウェア構成例)

50

つぎに、情報処理装置101のハードウェア構成例について説明する。

【0039】

図3は、情報処理装置101のハードウェア構成例を示すブロック図である。図3において、情報処理装置101は、CPU301と、メモリ302と、カメラ303と、通信I/F304と、ディスプレイ305と、入力装置306と、読取装置307と、GPS(Global Positioning System)ユニット308と、を有する。また、各構成部はバス300によってそれぞれ接続される。

【0040】

ここで、CPU301は、情報処理装置101の全体の制御を司る。メモリ302は、例えば、ROM、RAMおよびフラッシュROMなどを有する。具体的には、例えば、フラッシュROMやROMが各種プログラムを記憶し、RAMがCPU301のワークエリアとして使用される。メモリ302に記憶されるプログラムは、CPU301にロードされることで、コーディングされている処理をCPU301に実行させる。

10

【0041】

カメラ303は、画像(静止画または動画)を撮影して画像データを出力する撮影装置である。カメラ303は、例えば、ディスプレイ305側に搭載されるインカメラや、ディスプレイ305の背面側に搭載されるアウトカメラである。

【0042】

通信I/F304は、通信回線を通じてネットワーク210に接続され、ネットワーク210を介して他の装置(例えば、図2に示した検証サーバ201、照合サーバ202、事業者サーバ203)に接続される。そして、通信I/F304は、ネットワーク210と自装置内部とのインターフェースを司り、他の装置からのデータの入出力を制御する。

20

【0043】

ディスプレイ305は、カーソル、アイコンあるいはツールボックスをはじめ、文書、画像、機能情報などのデータを表示する。ディスプレイ305は、例えば、被写体を表示する画面として機能することができる。ディスプレイ305としては、例えば、液晶ディスプレイ、有機EL(Electroluminescence)ディスプレイなどを採用することができる。

【0044】

入力装置306は、文字、数字、各種指示などの入力のためのキーを有し、データの入力を行う。入力装置306は、キーボードやマウスなどであってもよく、また、タッチパネル式の入力パッドやテンキーなどであってもよい。読取装置307は、近距離無線通信によりデータの読み取りを行う装置である。例えば、読取装置307は、NFCのリーダライタ装置である。

30

【0045】

GPSユニット308は、GPS衛星からの電波を受信し、情報処理装置101の位置情報を出力する。情報処理装置101の位置情報は、例えば、緯度、経度などの地球上の1点を特定する情報である。また、情報処理装置101は、DGPS(Differential GPS)により、GPSユニット308から出力される位置情報を補正することにしてもよい。また、衛星として、例えば、準天頂衛星システムの衛星を用いることにしてもよい。

40

【0046】

なお、情報処理装置101は、上述した構成部のほかに、例えば、HDD(Hard Disk Drive)、SSD(Solid State Drive)、可搬型記録媒体I/F、マイクロホン、スピーカなどを有することにしてもよい。また、図2に示した検証サーバ201、照合サーバ202および事業者サーバ203については、例えば、CPU、メモリ、通信I/F、HDD、可搬型記録媒体I/Fなどのハードウェア構成により実現される。

【0047】

(情報処理装置101の機能的構成例)

50

図4は、情報処理装置101の機能的構成例を示すブロック図である。図4において、情報処理装置101は、受付部401と、読取部402と、判定部403と、撮影制御部404と、認証部405と、出力部406と、を含む。具体的には、例えば、受付部401～出力部406は、図3に示したメモリ302に記憶されたプログラムをCPU301に実行させることにより、または、通信I/F304により、その機能を実現する。各機能部の処理結果は、例えば、メモリ302に記憶される。

【0048】

受付部401は、オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求を受け付ける。オンラインでの本人確認を要する取引は、例えば、金融機関における口座開設や住所変更などである。具体的には、例えば、受付部401は、図3に示した入力装置306を用いたユーザの操作入力により、オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求を受け付ける。また、受付部401は、図2に示した事業者サーバ203から受信することにより、オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求を受け付けることにしてもよい。

10

【0049】

読取部402は、ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取る。公的身分証明書は、例えば、運転免許証、個人番号カード、パスポート、在留カードなどである。具体的には、例えば、読取部402は、オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求を受け付けた場合に、図3に示した読取装置307により、公的身分証明書に組み込まれたICチップから、身分証情報を読み取る。

20

【0050】

身分証情報は、公的身分証明書により身分が証明されたユーザの画像を含む個人情報である。身分証情報には、例えば、氏名、生年月日、住所、顔画像、公開鍵、電子署名などが含まれる。顔画像は、ユーザの画像である。公開鍵は、公的身分証明書の発行者（例えば、公的機関）の公開鍵である。

【0051】

電子署名は、公的身分証明書の発行者の秘密鍵を用いて生成された電子署名である。より詳細に説明すると、例えば、電子署名は、ハッシュ関数を用いて身分証情報（氏名、生年月日、住所、顔画像）から生成されたハッシュ値を、発行者の秘密鍵を用いて暗号化することにより生成される。

30

【0052】

なお、情報処理装置101は、複数の公的身分証明書の中から、個人情報を読み取る公的身分証明書の選択を受け付けることにしてもよい。この場合、読取部402は、選択された公的身分証明書から、ユーザの画像を含む個人情報を読み取る。

【0053】

判定部403は、読み取られた個人情報に基づき、公的身分証明書が正当であるか否かを判定する。ここで、公的身分証明書の正当性の判定には、例えば、PKIを利用した公的身分証明書の偽造・変造検証を用いることができる。

【0054】

具体的には、例えば、判定部403は、読み取られた身分証情報に含まれる公開鍵および電子署名を取得する。つぎに、判定部403は、取得した公開鍵および電子署名を添付した身分証情報（氏名、生年月日、住所、顔画像）を、図2に示した検証サーバ201に送信する。すなわち、情報処理装置101は、検証サーバ201に対して、公的身分証明書の偽造・変造検証を依頼する。

40

【0055】

検証サーバ201は、情報処理装置101から公開鍵および電子署名が添付された身分証情報を受信すると、ハッシュ関数を用いて、身分証情報のハッシュ値を生成する。そして、検証サーバ201は、身分証情報に添付された公開鍵を用いて、身分証情報に添付された電子署名を復号する。

【0056】

つぎに、検証サーバ201は、生成した身分証情報のハッシュ値と、電子署名を復号し

50

て得られたハッシュ値とを比較する。ここで、ハッシュ値が一致する場合、検証サーバ201は、公的身分証明書が本物である、すなわち、偽造されていないと判定する。一方、ハッシュ値が一致しない場合、検証サーバ201は、公的身分証明書が偽物である、すなわち、偽造されていると判定する。

【0057】

そして、検証サーバ201は、公的身分証明書が偽造されているか否かを示す検証結果を情報処理装置101に送信する。判定部403は、検証サーバ201からの検証結果が偽造されていないことを示す場合、公的身分証明書が正当であると判定する。一方、検証サーバ201からの検証結果が偽造されていることを示す場合、判定部403は、公的身分証明書が正当ではないと判定する。

10

【0058】

撮影制御部404は、公的身分証明書が正当であると判定された場合に、撮影機能を起動して、ユーザを含む撮影画像を撮影する制御を行う。撮影対象のユーザは、本人確認の対象となるユーザである。以下の説明では、本人確認の対象となるユーザを「対象ユーザ」と表記する場合がある。

【0059】

具体的には、例えば、撮影制御部404は、公的身分証明書が正当であると判定された場合に、自装置の撮影機能を起動して、図3に示したカメラ303により、対象ユーザを含む撮影画像を撮影する。この際、撮影制御部404は、対象ユーザを含む静止画を撮影してもよく、また、対象ユーザを含む動画を撮影してもよい。

20

【0060】

また、撮影制御部404は、対象ユーザを撮影する際に、被写体を表示する画面に、顔を位置付けるガイドを表示することにもよい。被写体を表示する画面は、例えば、図3に示したディスプレイ305に表示される。ガイドは、画面上での顔の位置を示す図形であってもよく、文字や記号を組み合わせたものであってもよい。

【0061】

これにより、ユーザは、例えば、ディスプレイ305に表示されるガイドに従って、被写体を表示する画面上での顔の位置を合わせることで、自身の顔画像を簡単に撮影することができる。以下の説明では、被写体を表示する画面を「ファインダ画面」と表記する場合がある。

30

【0062】

認証部405は、読み取られた個人情報に含まれるユーザの画像と、撮影された対象ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証を行う。具体的には、例えば、認証部405は、読み取られた身分証情報に含まれる顔画像と、撮影された対象ユーザを含む撮影画像とを、図2に示した照合サーバ202に送信する。

【0063】

すなわち、情報処理装置101は、照合サーバ202に対して、身分証情報に含まれる顔画像と、対象ユーザを含む撮影画像とに基づく顔照合を依頼する。照合サーバ202は、情報処理装置101から身分証情報に含まれる顔画像と、対象ユーザを含む撮影画像とを受信すると、撮影画像から顔を検出し、当該撮影画像から顔画像を抽出する。

40

【0064】

つぎに、照合サーバ202は、身分証情報に含まれる顔画像と、抽出した顔画像とを照合して照合率を算出する。この際、照合サーバ202は、算出した照合率に基づいて、他人受入率をあわせて算出することにもよい。他人受入率とは、本人ではないのに本人と認識してしまう割合のことである。なお、照合率や他人受入率を算出する技術としては、既存のいかなる技術を用いることにしてもよい。

【0065】

そして、照合サーバ202は、算出した照合率（または、照合率および他人受入率）を情報処理装置101に送信する。認証部405は、照合サーバ202から照合率（または、照合率および他人受入率）を受信すると、受信した照合率が、閾値 以上であるか否か

50

を判断する。閾値 は、任意に設定可能であり、例えば、80 [%] 程度の値に設定される。

【0066】

ここで、照合率が閾値 以上であれば、認証部405は、認証成功とする。一方、照合率が閾値 未満であれば、認証部405は、認証失敗とする。なお、ここでは、照合サーバ202に対して顔照合を依頼する場合を例に挙げて説明したが、これに限らない。例えば、認証部405が、顔照合処理を実行することにしてもよい。

【0067】

また、対象ユーザを含む動画が撮影された場合には、認証部405は、個人情報に含まれるユーザの画像と、撮影された対象ユーザを含む動画とに基づいて、本人認証を行うことにしてもよい。具体的には、例えば、認証部405は、撮影された動画から複数のフレーム画像を選択する。

【0068】

複数のフレーム画像を選択するアルゴリズムは、任意に設定可能である。例えば、認証部405は、動画から、複数のフレーム画像を、ランダムに選択してもよいし、1枚置きに選択してもよいし、顔が検出されたものを選択してもよい。

【0069】

つぎに、認証部405は、選択した複数のフレーム画像それぞれと、身分証情報に含まれる顔画像とを照合した結果に基づいて、本人認証を行う。より詳細に説明すると、例えば、認証部405は、複数のフレーム画像のうち少なくともいずれかのフレーム画像の照合率が閾値 以上の場合に、認証成功としてもよい。

【0070】

これにより、画像（静止画）を1枚撮影して本人認証を行う場合に比べて、認証精度を高めることができる。例えば、本人であるにもかかわらず、顔の写り方が悪い画像であったために照合率が低くなって認証失敗となるといったことを防ぐことができる。

【0071】

あるいは、認証部405は、複数のフレーム画像それぞれと顔画像とを照合して得られるすべての照合率が閾値 以上の場合に、認証成功としてもよい。これにより、他人であるにもかかわらず、たまたま照合率が高くなって認証成功となるといったことを防ぐことができる。

【0072】

また、認証部405は、読み取られた個人情報に住所情報が含まれる場合、ユーザ（対象ユーザ）の現在位置を示す位置情報を取得することにしてもよい。そして、認証部405は、取得した位置情報と個人情報に含まれる住所情報との比較結果にさらに基づいて、本人認証を行うことにしてもよい。

【0073】

具体的には、例えば、認証部405は、読み取られた身分証情報に住所が含まれる場合、図3に示したGPSユニット308により、自装置の位置情報を、ユーザの現在位置を示す位置情報として取得する。つぎに、認証部405は、身分証情報に含まれる住所が示す位置と、取得した位置情報が示すユーザの現在位置との距離を算出する。

【0074】

なお、距離の算出は、情報処理装置101とは異なる外部サーバで行うことにしてもよい。例えば、認証部405が、身分証情報に含まれる住所と、ユーザの現在位置を示す位置情報とを外部サーバに送信することにより、距離の算出を依頼することにしてもよい。

【0075】

そして、認証部405は、算出した距離が閾値 以下であるか否かを判断する。閾値 は、任意に設定可能であり、例えば、数十メートル程度の値に設定される。ここで、距離が閾値 以下の場合、認証部405は、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在すると判定する。一方、距離が閾値 より大きい場合、認証部405は、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在しないと判定する。

10

20

30

40

50

【 0 0 7 6 】

そして、認証部 4 0 5 は、照合率が閾値 以上であり、かつ、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在すると判定した場合に、認証成功としてもよい。一方、照合率が閾値 以上であっても、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在しないと判定した場合には、認証部 4 0 5 は、認証失敗としてもよい。

【 0 0 7 7 】

これにより、公的身分証明書のユーザの画像を利用した顔照合だけでなく、公的身分証明書の住所を利用した現在位置確認により、本人認証を行うことができる。

【 0 0 7 8 】

出力部 4 0 6 は、本人認証の結果を出力する。出力部 4 0 6 の出力形式としては、例えば、メモリ 3 0 2 への記憶、通信 I / F 3 0 4 による他のコンピュータへの送信、ディスプレイ 3 0 5 への表示、不図示のプリンタへの印刷出力などがある。

10

【 0 0 7 9 】

具体的には、例えば、出力部 4 0 6 は、後述の図 6 D に示すような認証結果画面 S C 9 をディスプレイ 3 0 5 に表示することにしてもよい。認証結果画面 S C 9 は、本人認証の結果を示す画面である。これにより、情報処理装置 1 0 1 のユーザ（対象ユーザ）に対して、本人認証の結果を示すことができる。

【 0 0 8 0 】

また、出力部 4 0 6 は、本人認証の結果を、事業者サーバ 2 0 3 に送信することにしてもよい。これにより、オンラインでの本人確認を要する取引先に対して、本人認証の結果を通知することができる。取引先の事業者は、例えば、本人認証の結果から、相手方が本人であることに間違いがないかの本人確認を行うことができる。この際、本人認証の結果だけを事業者に提示すればよいため、事業者側に個人情報を提示することなく、本人確認を行わせることができる。

20

【 0 0 8 1 】

ただし、出力部 4 0 6 は、本人認証に成功した場合、本人認証の結果とともに、読み取られた個人情報に含まれるユーザの画像を出力することにしてもよい。具体的には、例えば、出力部 4 0 6 は、本人認証に成功した場合、本人認証の結果とともに、身分証情報に含まれる顔画像を、事業者サーバ 2 0 3 に送信することにしてもよい。

【 0 0 8 2 】

これにより、取引先の事業者に対して、正当（本物）であると判定された公的身分証明書に記録された顔画像を提供することができる。例えば、取引を行うにあたり、事業者がユーザの個人情報（顔画像）を要求する場合などに、ユーザが個人情報（顔画像）を手入力するなどの手間を省くことができる。

30

【 0 0 8 3 】

また、出力部 4 0 6 は、公的身分証明書が正当ではないと判定された場合、公的身分証明書が正当ではないことを示す判定結果を出力することにしてもよい。具体的には、例えば、出力部 4 0 6 は、公的身分証明書が正当でないために、本人認証を行うことができないことを示す情報を出力することにしてもよい。

【 0 0 8 4 】

また、出力部 4 0 6 は、公的身分証明書が正当であると判定された場合に、撮影機能を起動して動画を撮影中に、モーション指示を出力することにしてもよい。この際、出力部 4 0 6 は、複数のモーション指示の中からランダムに選択したモーション指示を出力することにしてもよい。

40

【 0 0 8 5 】

ここで、モーション指示とは、被写体に対して、特定のモーション（動作）を行うよう指示するものである。モーション指示は、例えば、ファインダ画面に表示される画像や、不図示のスピーカからの音声によって行われる。特定のモーションとしては、例えば、まばたき、口の開閉、うなずき、顔振りなどが挙げられる。

【 0 0 8 6 】

50

これにより、対象ユーザに対して、まばたき、口の開閉、うなずき、顔振りなどのモーションを行うよう指示することができる。なお、モーション指示の出力例については、図6Dを用いて後述する。

【0087】

また、認証部405は、撮影された対象ユーザを含む動画に基づいて、出力されたモーション指示に対応する動作が行われているか否かを判断することにもよい。例えば、特定のモーションが「まばたき」であれば、認証部405は、撮影された動画に基づいて、「まばたき」が行われているか否かを判断する。

【0088】

より詳細に説明すると、例えば、認証部405は、『眼を開けた状態 眼を閉じた状態 眼を開けた状態』の画像が順に検出されると、「まばたき」が行われていると判断する。また、例えば、特定のモーションが「顔振り」であれば、認証部405は、撮影された動画に基づいて、『左向き 正面 右向き 正面』の順に顔が動いていれば、「顔振り」が行われていると判断する。なお、被写体が特定のモーション(動作)を行っているか否かを動画から判断する技術としては、既存のいかなる技術を用いることにしてもよい。

【0089】

そして、認証部405は、モーション指示に対応する動作が行われているか否かの判断結果にさらに基づいて、本人認証を行うことにしてもよい。具体的には、例えば、認証部405は、モーション指示に対応する動作が行われていると判断した場合に、身分証情報に含まれる顔画像と対象ユーザを含む撮影画像とに基づく本人認証を行う。一方、モーション指示に対応する動作が行われていないと判断した場合には、認証部405は、本人認証は行わないことにしてもよい。

【0090】

これにより、モーション指示に対応する動作が行われなければ、本人認証のフェーズに移行しないことになるため、例えば、公的身分証明書の顔写真を撮影して対象ユーザの撮影画像とするなどの不正行為を防ぐことができる。また、モーション指示をランダムに選択して出力することで、例えば、出力されるモーション指示を予測しにくくして、モーション指示に応じた動画が事前に用意されるのを防ぐことができる。

【0091】

なお、情報処理装置101は、モーション指示の出力、および、モーション指示に対応する動作が行われているか否かの判断を、モーション指示を変更しながら複数回繰り返す行うことにしてもよい。

【0092】

上述した説明では、読取部402が、読取装置307により、公的身分証明書に組み込まれたICチップから、身分証情報を読み取る場合を例に挙げて説明したが、これに限らない。例えば、情報処理装置101が読取装置307を有していない、あるいは、何らかの理由により読取装置307を使用できない場合がある。

【0093】

この場合、撮影制御部404は、公的身分証明書を含む撮影画像を撮影する制御を行うことにしてもよい。読取部402は、撮影された公的身分証明書を含む撮影画像を文字認識処理して、公的身分証明書に記載された個人情報を読み取る。具体的には、例えば、読取部402は、OCR(Optical Character Reader)で、公的身分証明書を含む撮影画像を文字認識し、公的身分証明書に記載された氏名、生年月日、住所などの個人情報を読み取る。

【0094】

また、読取部402は、撮影された公的身分証明書を含む撮影画像をトリミング処理して、公的身分証明書に付されたユーザの画像を取得する。ここで、トリミング処理とは、画像の一部を切り出す加工処理のことである。具体的には、例えば、読取部402は、撮影画像から顔写真部分を検出し、検出した顔写真部分を切り出すことにより、公的身分証明書に付された顔画像(顔写真)を取得する。

10

20

30

40

50

【 0 0 9 5 】

これにより、N F C等を利用して個人情報を読み取ることができない場合は、公的身分証明書を含む撮影画像を画像処理して、ユーザの画像を含む個人情報を読み取ることができる。N F Cを利用できない場合とは、例えば、情報処理装置 1 0 1 が読取装置 3 0 7 を有していない、何らかの理由により読取装置 3 0 7 を使用できない、公的身分証明書に I C が組み込まれていない場合などである。

【 0 0 9 6 】

ただし、この場合、公的身分証明書の正当性の判定に、P K I を利用した公的身分証明書の偽造・変造検証を用いることができない。そこで、判定部 4 0 3 は、例えば、読み取られた個人情報に含まれる住所に基づいて、公的身分証明書が正当であるか否かを判定す

10

【 0 0 9 7 】

具体的には、例えば、判定部 4 0 3 は、ユーザ（対象ユーザ）の現在位置を示す位置情報を取得する。そして、判定部 4 0 3 は、取得した位置情報と個人情報に含まれる住所との比較結果に基づいて、公的身分証明書が正当であるか否かを判定することにしてもよい。

【 0 0 9 8 】

より詳細に説明すると、例えば、判定部 4 0 3 は、G P S ユニット 3 0 8 により、自装置の位置情報を、ユーザの現在位置を示す位置情報として取得する。つぎに、判定部 4 0 3 は、個人情報に含まれる住所が示す位置と、取得した位置情報が示すユーザの現在位置との距離を算出する。

20

【 0 0 9 9 】

そして、判定部 4 0 3 は、算出した距離が閾値 以下であるか否かを判断する。ここで、距離が閾値 以下の場合、判定部 4 0 3 は、公的身分証明書が正当であると判定する。一方、距離が閾値 より大きい場合、判定部 4 0 3 は、公的身分証明書が正当ではないと判定する。

【 0 1 0 0 】

すなわち、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在すれば、公的身分証明書の記載内容が偽造されたものではないと判断して、公的身分証明書が正当であると判定する。これにより、N F C等を利用して個人情報を読み取ることができない場合であっても、公的身分証明書の正当性を判定することができる。

30

【 0 1 0 1 】

なお、上述したトリミング処理は、公的身分証明書に組み込まれた I C チップに、氏名、生年月日、住所、公開鍵などの情報は記録されているものの、顔画像が記録されていない場合に適用することにしてもよい。これにより、運転免許証に付された顔写真などを利用して、本人認証に用いるユーザの画像（顔画像）を取得することができる。

【 0 1 0 2 】

また、上述した説明では、情報処理装置 1 0 1 は、公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む画像を撮影することにしたが、これに限らない。例えば、情報処理装置 1 0 1 は、公的身分証明書の正当性の判定を行う前に、ユーザを含む撮影画像を撮影することにしてもよい。この場合、情報処理装置 1 0 1 は、例えば、公的身分証明書が正当であると判定した場合に、正当な公的身分証明書から読み取った顔画像とカメラ 3 0 3 で撮影した撮影画像とに基づき、本人認証を行うことにしてもよい。

40

【 0 1 0 3 】

（オンラインでの本人確認の手順）

つぎに、図 5 を用いて、オンラインでの本人確認の手順について説明する。ここでは、公的身分証明書として「運転免許証」を例に挙げて説明する。

【 0 1 0 4 】

図 5 は、オンラインでの本人確認の手順の一例を示す説明図である。図 5 において、まず、情報処理装置 1 0 1 は、読取装置 3 0 7 により、運転免許証 5 0 1 に組み込まれた I

50

Cチップから身分証情報を読み取る（ステップS51）。身分証情報には、例えば、氏名、生年月日、住所、顔画像（顔写真）、公開鍵などが含まれる。

【0105】

なお、運転免許証501のICチップに顔画像が記録されていない場合には、情報処理装置101は、カメラ303により撮影された運転免許証501を含む撮影画像をトリミング処理して、運転免許証501の顔画像（顔写真）を取得する（ステップS52）。

【0106】

つぎに、情報処理装置101は、身分証情報に基づき、公的機関（例えば、検証サーバ201）に問い合わせることにより、運転免許証501の正当性判定を行う（ステップS53）。ここで、運転免許証501が正当であると判定された場合、情報処理装置101は、特定モーションの実行による本人検出を行う（ステップS54）。 10

【0107】

ここで、特定モーションの実行による本人検出とは、カメラ303により撮影された動画に基づいて、モーション指示に対応する動作が行われているか否かを判断する処理である。モーション指示に対応する動作が行われていれば、本人が検出される。モーション指示に対応する動作が行われていなければ、本人は検出されない。

【0108】

ここで、本人が検出されると、情報処理装置101は、カメラ303により撮影された動画と、身分証情報に含まれる顔画像（または、ステップS52において取得した顔画像）とに基づいて、本人認証（顔照合）を行う（ステップS55）。 20

【0109】

また、運転免許証501が正当であると判定された場合に、情報処理装置101は、インカメラによる本人検出を行うことにしてもよい（ステップS56）。ここで、インカメラによる本人検出とは、カメラ303（ディスプレイ305側に搭載されるインカメラ）により、対象ユーザを含む静止画を撮影することである。

【0110】

この場合、情報処理装置101は、カメラ303により撮影された静止画と、身分証情報に含まれる顔画像（または、ステップS52において取得した顔画像）とに基づいて、本人認証（顔照合）を行う（ステップS57）。

【0111】

（オンラインでの本人確認時の操作画面の遷移例） 30

つぎに、オンラインでの本人確認時に、情報処理装置101が、ユーザの操作入力に応じてディスプレイ305に表示する画面の遷移例について説明する。以下の説明では、操作画面に表示されているボックス、ボタン等をユーザが選択する操作として、タップ操作を行う場合を例に挙げて説明する。

【0112】

図6A～図6Dは、オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図である。図6Aにおいて、書類確認方法選択画面SC1は、公的身分証明書の確認方法を選択する操作画面である。書類確認方法選択画面SC1において、ボタン601をタップすると、暗証番号入力画面SC2に遷移する。ここでは、公的身分証明書として、運転免許証を例に挙げて説明する。 40

【0113】

暗証番号入力画面SC2は、運転免許証の暗証番号1および暗証番号2を入力する操作画面である。暗証番号1および暗証番号2は、運転免許証の取得時または更新時に設定される暗証番号（4桁の数字）である。暗証番号入力画面SC2において、運転免許証の暗証番号1および暗証番号2を入力し、ボタン603をタップすると、入力された暗証番号1および暗証番号2の検証が行われる。

【0114】

なお、運転免許証の正しい暗証番号は、例えば、身分証情報と対応付けてメモリ302に記憶されていてもよく、また、身分証情報をキーにして公的機関（警察のサーバ）に問 50

い合わせることにしてもよい。

【0115】

ここで、入力された暗証番号1および暗証番号2が正しければ、NFC読取画面SC3に遷移する。なお、暗証番号の検証に失敗すると、検証失敗を示す画面（不図示）に遷移する。暗証番号入力画面SC2はスキップして、書類確認方法選択画面SC1からNFC読取画面SC3に遷移することにしてもよい。

【0116】

NFC読取画面SC3は、運転免許証に組み込まれたICチップから、身分証情報を読み取るための操作画面である。ユーザが装置本体の裏側に運転免許証をタッチすると、読取装置307により、顔画像を含む身分証情報が読み取られる。

10

【0117】

顔画像を含む身分証情報が読み取られると、当該身分証情報に基づき、運転免許証の正当性が判定される。運転免許証の正当性の判定には、例えば、PKIを利用した運転免許証の偽造・変造検証が用いられる。運転免許証の偽造・変造検証が完了すると、検証結果画面SC4に遷移する。

【0118】

検証結果画面SC4は、運転免許証の偽造・変造検証の検証結果（検証成功）を示す操作画面である。なお、運転免許証の偽造・変造検証に失敗すると、検証失敗を示す画面（不図示）に遷移する。検証結果画面SC4には、運転免許証のICチップから読み取られた身分証情報に含まれる氏名、生年月日、住所、顔画像が表示される。検証結果画面SC4において、ボタン604をタップすると、現在位置確認画面SC5に遷移する。

20

【0119】

現在位置確認画面SC5は、ユーザの現在位置に関する確認結果（確認成功）を示す操作画面である。なお、ユーザの現在位置の確認に失敗すると、確認失敗を示す画面（不図示）に遷移する。現在位置確認画面SC5には、マップ605と、現在地606と、読取結果住所位置607とが表示されている。マップ605は、運転免許証のICチップから読み取られた身分証情報に含まれる住所付近の地図である。

【0120】

現在地606は、情報処理装置101のユーザの現在位置を示す。読取結果住所位置607は、運転免許証のICチップから読み取られた身分証情報に含まれる住所を示す。また、マップ605内のマークM1は、身分証情報に含まれる住所を示す。マークM2は、ユーザの現在位置を示す。

30

【0121】

マップ605を表示するための地図情報は、例えば、メモリ302にあらかじめ記憶されていてよく、また、情報処理装置101とは異なる外部サーバ（地図情報提供サービスを行うサーバなど）から取得されることにしてもよい。

【0122】

ここでは、距離が閾値以下であり、運転免許証の住所付近にユーザが存在すると判定された場合を想定する。マップ605においても、マークM1、M2はほぼ一致している。この場合、現在位置確認画面SC5において、ボタン608をタップすると、認証画面SC6に遷移する。

40

【0123】

認証画面SC6は、顔照合により本人認証を行うことを知らせる操作画面である。認証画面SC6において、ボタン609をタップすると、カメラ303の撮影機能が起動されて動画の撮影が開始され、本人検出画面SC7に遷移する。

【0124】

本人検出画面SC7は、特定モーションの実行による本人検出を行う操作画面である。本人検出画面SC7には、ファインダ画面610とともにモーション指示611が表示されている。また、ファインダ画面610には、顔を位置付けるガイド612が表示されている。モーション指示611は、被写体に対して、顔振り（頭を横に振る）を行うよう指

50

示するものである。

【0125】

本人検出画面SC7によれば、ユーザは、ファインダ画面610を見ながら、ガイド612に従って顔の位置を合わせつつ、モーション指示611に対応する動作を行うことができる。ここで、モーション指示611に対応する動作、すなわち、顔振り（頭を横に振る）が行われると、認証中画面SC8に遷移する。

【0126】

なお、本人検出画面SC7において、モーション指示611に対応する動作が行われなければ、認証失敗を示す画面（不図示）に遷移する。

【0127】

認証中画面SC8は、顔照合による本人認証を行っていることを示す画面である。本人認証では、例えば、カメラ303により撮影された動画のうちの少なくともいずれかのフレーム画像（例えば、対象ユーザが正面を向いている画像）と、身分証明情報に含まれる顔画像との照合が行われる。顔照合による本人認証が完了すると、認証結果画面SC9に遷移する。

【0128】

認証結果画面SC9は、顔照合による本人認証の結果（認証成功）を示す操作画面である。認証結果画面SC9には、照合率（単位：%）と他人受入率とが表示されている。なお、顔照合による本人認証に失敗すると、認証失敗を示す画面（不図示）に遷移する。

【0129】

認証結果画面SC9において、ボタン613をタップすると、本人認証の結果（認証成功）が、取引先の事業者サーバ203に送信されて、取引が開始される。図示は省略するが、認証結果画面SC9には、各種パラメータ（照合率、他人受入率）の説明を表示することにしてもよい。

【0130】

これにより、オンラインでの本人確認を実現して、金融機関における口座開設等のオンラインでの本人確認を要する取引を円滑に行うことができる。

【0131】

つぎに、図6Aに示した書類確認方法選択画面SC1において、ボタン602がタップされた場合の画面の遷移例について説明する。

【0132】

図7A～図7Dは、オンラインでの本人確認時の画面の第2の遷移例を示す説明図である。図7Aにおいて、書類選択画面SC10は、カメラ303で撮影する公的身分証明書を選択する操作画面である。書類選択画面SC10において、ボタン701をタップすると、運転免許証が選択される。書類選択画面SC10において、ボタン702をタップすると、個人番号カードが選択される。書類選択画面SC10において、ボタン703をタップすると、在留カードが選択される。

【0133】

ここでは、書類選択画面SC10において、ボタン701がタップされ、公的身分証明書として運転免許証が選択された場合を例に挙げて説明する。書類選択画面SC10において、ボタン701がタップされると、撮影書類確認画面SC11に遷移する。

【0134】

撮影書類確認画面SC11は、カメラ303で撮影する公的身分証明書の選択結果の確認を促す操作画面である。撮影書類確認画面SC11において、ボタン704をタップすると、書類選択画面SC10に遷移して、公的身分証明書の選択をやり直すことができる。撮影書類確認画面SC11において、ボタン705をタップすると、撮影画面SC12に遷移する。

【0135】

撮影画面SC12は、公的身分証明書を撮影するための操作画面（ファインダ画面）である。撮影画面SC12において、運転免許証を表示して、ボタン706をタップすると

10

20

30

40

50

、カメラ303の撮影機能が起動されて運転免許証が撮影され、撮影結果確認画面SC13に遷移する。

【0136】

撮影結果確認画面SC13は、カメラ303により撮影された運転免許証を含む撮影画像の確認を促す操作画面である。撮影結果確認画面SC13において、ボタン707をタップすると、書類選択画面SC10に遷移して、公的身分証明書の選択をやり直すことができる。撮影結果確認画面SC13において、ボタン708をタップすると、運転免許証の正当性判定が開始される。

【0137】

ここでは、カメラ303により撮影された運転免許証を含む撮影画像から読み取られた個人情報に含まれる住所に基づいて、運転免許証が正当であるか否かを判定する場合を想定する。ここで、運転免許証が正当であると判定されると、認証画面SC14に遷移する。一方、運転免許証が正当ではないと判定されると、検証失敗を示す画面（不図示）に遷移する。

10

【0138】

認証画面SC14は、顔照合により本人認証を行うことを知らせる操作画面である。認証画面SC6において、ボタン709をタップすると、カメラ303の撮影機能が起動されて動画の撮影が開始され、本人検出画面SC15に遷移する。

【0139】

本人検出画面SC15は、特定モーションの実行による本人検出を行う操作画面である。本人検出画面SC15には、ファインダ画面710とともにモーション指示711が表示されている。また、ファインダ画面710には、顔を位置付けるガイド712が表示されている。モーション指示711は、被写体に対して、顔振り（頭を横に振る）を行うよう指示するものである。

20

【0140】

ここで、モーション指示711に対応する動作、すなわち、顔振り（頭を横に振る）が行われると、認証中画面SC16に遷移する。一方、モーション指示711に対応する動作が行われなければ、認証失敗を示す画面（不図示）に遷移する。

【0141】

認証中画面SC16は、顔照合による本人認証を行っていることを示す画面である。顔照合による本人認証が完了すると、認証結果画面SC17に遷移する。認証結果画面SC17は、顔照合による本人認証の結果（認証成功）を示す操作画面である。認証結果画面SC17には、照合率（単位：%）と他人受入率とが表示されている。なお、顔照合による本人認証に失敗すると、認証失敗を示す画面（不図示）に遷移する。

30

【0142】

認証結果画面SC17において、ボタン713をタップすると、本人認証の結果（認証成功）が、取引先の事業者サーバ203に送信されて、取引が開始される。これにより、オンラインでの本人確認を実現して、金融機関における口座開設等のオンラインでの本人確認を要する取引を円滑に行うことができる。

【0143】

（情報処理装置101の本人確認支援処理手順）

つぎに、図8および図9を用いて、情報処理装置101の本人確認支援処理手順について説明する。本人確認支援処理は、例えば、オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求に応じて実行される。

40

【0144】

図8および図9は、情報処理装置101の本人確認支援処理手順の一例を示すフローチャートである。図8のフローチャートにおいて、まず、情報処理装置101は、読取装置307により、公的身分証明書に組み込まれたICチップから、顔画像を含む身分証情報を読み取る（ステップS801）。

【0145】

50

つぎに、情報処理装置101は、読み取った身分証情報に基づき、公的身分証明書の偽造・変造検証処理を行う(ステップS802)。偽造・変造検証処理の具体的な処理手順については、図10を用いて後述する。

【0146】

つぎに、情報処理装置101は、公的身分証明書の偽造・変造検証の検証結果が、検証成功を示す結果であるか否かを判断する(ステップS803)。ここで、検証失敗を示す結果の場合(ステップS803:No)、情報処理装置101は、公的身分証明書が正当でないことを示す検証結果(NG)を出力して(ステップS804)、本フローチャートによる一連の処理を終了する。

【0147】

一方、検証成功を示す結果の場合(ステップS803:Yes)、情報処理装置101は、公的身分証明書が正当であることを示す検証結果(OK)を出力する(ステップS805)。つぎに、情報処理装置101は、ユーザの現在位置を示す位置情報を取得する(ステップS806)。

【0148】

なお、図6Bに示した検証結果画面SC4は、公的身分証明書が正当であることを示す検証結果(OK)を表示する画面の一例である。

【0149】

つぎに、情報処理装置101は、読み取った身分証情報に含まれる住所と、取得したユーザの現在位置を示す位置情報とに基づいて、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在するか否かを判定する(ステップS807)。ここで、住所付近にユーザが存在しない場合(ステップS807:No)、情報処理装置101は、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在しないことを示す判定結果(NG)を出力して(ステップS808)、本フローチャートによる一連の処理を終了する。

【0150】

一方、住所付近にユーザが存在する場合(ステップS807:Yes)、情報処理装置101は、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在することを示す判定結果(OK)を出力して(ステップS809)、図9に示すステップS901に移行する。

【0151】

なお、図6Cに示した現在位置確認画面SC5は、公的身分証明書の住所付近にユーザが存在することを示す判定結果(OK)を表示する画面の一例である。

【0152】

図9のフローチャートにおいて、まず、情報処理装置101は、カメラ303の撮影機能を起動して、対象ユーザを含む動画を撮影する(ステップS901)。つぎに、情報処理装置101は、カメラ303により動画を撮影中に、モーション指示を出力する(ステップS902)。

【0153】

そして、情報処理装置101は、カメラ303により撮影した動画に基づいて、出力したモーション指示に対応する動作が行われているか否かを判断する(ステップS903)。ここで、モーション指示に対応する動作が行われていない場合(ステップS903:No)、情報処理装置101は、ステップS908に移行する。

【0154】

一方、モーション指示に対応する動作が行われている場合(ステップS903:Yes)、情報処理装置101は、撮影した動画から、対象ユーザを含むフレーム画像を選択する(ステップS904)。そして、情報処理装置101は、身分証情報に含まれる顔画像と、選択したフレーム画像とに基づいて、顔照合処理を行う(ステップS905)。

【0155】

なお、ステップS905の顔照合処理は、例えば、照合サーバ202に対して顔照合を依頼することにより行われる。ただし、情報処理装置101において顔照合処理を実行することにしてもよい。

10

20

30

40

50

【0156】

つぎに、情報処理装置101は、顔照合処理により得られた照合率が閾値 以上であるか否かを判断する(ステップS906)。ここで、照合率が閾値 以上の場合(ステップS906: Yes)、情報処理装置101は、認証成功を示す顔認証結果(OK)を出力して(ステップS907)、本フローチャートによる一連の処理を終了する。

【0157】

なお、図6Dに示した認証結果画面SC9は、認証成功を示す顔認証結果(OK)を表示する画面の一例である。

【0158】

一方、照合率が閾値 未満の場合(ステップS906: No)、情報処理装置101は、認証失敗を示す顔認証結果(NG)を出力して(ステップS908)、本フローチャートによる一連の処理を終了する。

10

【0159】

これにより、オンラインでの本人確認を実現することができる。なお、情報処理装置101は、ステップS807~S809の処理は実行しないことにしてもよい。

【0160】

つぎに、図10を用いて、図8に示したステップS802の偽造・変造検証処理の具体的な処理手順について説明する。

【0161】

図10は、偽造・変造検証処理の具体的な処理手順の一例を示すフローチャートである。図10のフローチャートにおいて、まず、情報処理装置101は、ステップS801において読み取った身分証情報に含まれる公開鍵および電子署名を取得する(ステップS1001)。

20

【0162】

つぎに、情報処理装置101は、取得した公開鍵および電子署名を添付した身分証情報(氏名、生年月日、住所、顔画像)を検証サーバ201に送信する。(ステップS1002)。そして、情報処理装置101は、検証サーバ201から検証結果を受信したか否かを判断する(ステップS1003)。

【0163】

ここで、情報処理装置101は、検証サーバ201から検証結果を受信するのを待つ(ステップS1003: No)。そして、情報処理装置101は、検証サーバ201から検証結果を受信した場合(ステップS1003: Yes)、偽造・変造検証処理を呼び出したステップに戻る。

30

【0164】

これにより、検証サーバ201に公的身分証明書の偽造・変造検証を依頼して、公的身分証明書の正当性を判定することが可能となる。

【0165】

(検証サーバ201の偽造・変造検証処理手順)

つぎに、図11を用いて、検証サーバ201の偽造・変造検証処理手順について説明する。

40

【0166】

図11は、検証サーバ201の偽造・変造検証処理手順の一例を示すフローチャートである。図11のフローチャートにおいて、まず、検証サーバ201は、情報処理装置101から、公開鍵および電子署名が添付された身分証情報を受信したか否かを判断する(ステップS1101)。

【0167】

ここで、検証サーバ201は、身分証情報を受信するのを待つ(ステップS1101: No)。そして、検証サーバ201は、身分証情報を受信した場合(ステップS1101: Yes)、ハッシュ関数を用いて、身分証情報のハッシュ値を生成する(ステップS1102)。

50

【0168】

つぎに、検証サーバ201は、身分証情報に添付された公開鍵を用いて、身分証情報に添付された電子署名を復号する（ステップS1103）。そして、検証サーバ201は、生成した身分証情報のハッシュ値と、電子署名を復号して得られたハッシュ値とを比較する（ステップS1104）。

【0169】

つぎに、検証サーバ201は、ハッシュ値が一致するか否かを判断する（ステップS1105）。ここで、ハッシュ値が一致する場合（ステップS1105：Yes）、検証サーバ201は、公的身分証明書が偽造されていないことを示す検証結果（OK）を情報処理装置101に送信して（ステップS1106）、本フローチャートによる一連の処理を終了する。

10

【0170】

一方、ハッシュ値が一致しない場合（ステップS1105：No）、検証サーバ201は、公的身分証明書が偽造されていることを示す検証結果（NG）を情報処理装置101に送信して（ステップS1107）、本フローチャートによる一連の処理を終了する。これにより、公的身分証明書が偽造されているか否かを検証することができる。

【0171】

以上説明したように、実施の形態にかかる情報処理装置101によれば、ユーザの画像（例えば、顔画像）を含む個人情報を公的身分証明書から読み取り、読み取った個人情報に基づき、公的身分証明書が正当であるか否かを判定することができる。

20

【0172】

これにより、オンラインでの本人確認を行うにあたり、PKIを利用した公的身分証明書の偽造・変造検証（真贋検証）などを行って、公的身分証明書の正当性を確認することができる。

【0173】

また、情報処理装置101によれば、公的身分証明書が正当であると判定した場合に、撮影機能を起動して、対象ユーザを含む撮影画像を撮影し、読み取った個人情報に含まれるユーザの画像と、撮影した対象ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力することができる。

【0174】

これにより、カメラ303により撮影された対象ユーザを含む撮影画像を、正当性が確認（保証）された公的身分証明書から読み取られた顔画像と照合して、本人認証を行うことができる。また、本人認証に成功すれば、正当な公的身分証明書から読み取られた顔画像の人物と対象ユーザとが一致するといえるため、本人であることに間違いがないことを確認することができる。

30

【0175】

また、情報処理装置101によれば、オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求を受け付けたことに応じて、ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取ることができる。これにより、金融機関の口座開設やネットショッピングなどの取引を行う際に、オンラインで本人確認を行うことができる。

40

【0176】

また、情報処理装置101によれば、公的身分証明書に組み込まれたICチップから、NFC等によりユーザの画像を含む個人情報を読み取ることができる。これにより、公的身分証明書の記載内容が書き替えられていたり、顔写真がすり替えられていたりしても、公的身分証明書の正当性を確認することができる。

【0177】

また、情報処理装置101によれば、本人認証に成功した場合には、本人認証の結果とともに、読み取った個人情報に含まれるユーザの画像を出力することができる。これにより、取引先の事業者などに対して、正当性が確認（保証）された公的身分証明書から読み取られた顔画像を提供することができる。例えば、取引を行うにあたり、事業者がユーザ

50

の個人情報（顔画像）を要求する場合などに、ユーザが個人情報（顔画像）を手入力するなどの手間を省くことができる。

【0178】

また、情報処理装置101によれば、公的身分証明書を含む撮影画像を撮影し、撮影した公的身分証明書を含む撮影画像を文字認識処理して、公的身分証明書に記載された個人情報を読み取ることができる。また、情報処理装置101によれば、撮影した公的身分証明書を含む撮影画像をトリミング処理して、公的身分証明書に付されたユーザの画像を取得することができる。

【0179】

これにより、NFC等を利用して個人情報を読み取ることができない場合は、公的身分証明書を含む撮影画像を画像処理して、ユーザの個人情報（氏名、生年月日、住所、顔画像など）を読み取ることができる。

10

【0180】

また、情報処理装置101によれば、読み取った個人情報に住所情報が含まれる場合、対象ユーザの現在位置を示す位置情報を取得し、取得した位置情報と、読み取った個人情報に含まれる住所情報との比較結果にさらに基づいて、本人認証の結果を出力することができる。

【0181】

これにより、顔照合の結果だけでなく、公的身分証明書の住所付近に対象ユーザが存在するか否かによって、本人認証を行うことができる。例えば、オンラインでの本人確認は、自宅（本籍地）付近で行うという条件を課して、本人確認の精度の向上を図ることができる。

20

【0182】

また、情報処理装置101によれば、対象ユーザを撮影する際に、被写体を表示する画面に、顔を位置付けるガイドを表示することができる。これにより、対象ユーザが顔画像を簡単に撮影可能となり、公的身分証明書から読み取られた個人情報に含まれる顔画像と比較する適切な撮影画像を得ることができる。

【0183】

また、情報処理装置101によれば、公的身分証明書が正当であると判定した場合に、撮影機能を起動して、ユーザを含む動画を撮影し、読み取った個人情報に含まれるユーザの画像と、撮影した動画とに基づいて、本人認証を行うことができる。

30

【0184】

これにより、動画に含まれる任意のフレーム画像を用いて顔照合することが可能となり、画像（静止画）を1枚撮影して本人認証を行う場合に比べて認証精度を高めることができる。例えば、本人であるにもかかわらず、顔の写り方が悪い画像であったために照合率が低くなって認証失敗となるといったことを防ぐことができる。

【0185】

また、情報処理装置101によれば、撮影した動画から複数のフレーム画像を選択し、選択した複数のフレーム画像それぞれと、個人情報に含まれる顔画像とを照合した結果に基づいて、本人認証を行うことができる。これにより、他人であるにもかかわらず、たまたま照合率が高くなって認証成功となるといったことを防ぐことができる。

40

【0186】

また、情報処理装置101によれば、対象ユーザを含む動画を撮影中に、モーション指示を出力し、撮影した動画に基づいて、出力したモーション指示に対応する動作が行われているか否かを判断することができる。そして、情報処理装置101によれば、モーション指示に対応する動作が行われていると判断した場合に、個人情報に含まれる顔画像と、撮影した動画とに基づいて、本人認証を行うことができる。

【0187】

これにより、被写体が対象ユーザ本人である、すなわち、実物の人間であることを確認した上で、顔照合を行うことができる。このため、例えば、本人ではない第三者が公的身

50

分証明書に付された顔写真を撮影した撮影画像を使って、顔照合を行うなどの不正行為を防ぐことができる。

【0188】

また、情報処理装置101によれば、複数のモーション指示の中からランダムに選択したモーション指示を出力することができる。これにより、出力されるモーション指示を予測しにくくして、モーション指示に応じた動画（例えば、隠し撮りした本人の動画）が事前に用意されるのを防ぐことができる。

【0189】

これらのことから、情報処理装置101によれば、オンラインでの本人確認を実現して、本人確認の手続きにかかる負荷を軽減することができ、ひいては、オンラインでの本人確認を要する取引を円滑に行うことができる。

10

【0190】

例えば、本人限定受取郵便を利用する場合に比べて、煩雑な事務手続きが不要なため、事業者やユーザの手間を削減することができるとともに、郵送が不要なため本人確認に要する時間を短縮することができる。また、オンラインでの本人確認を行うにあたり、事業者側に個人情報を提供しなくてもよいため、事業者側での個人情報の管理負荷を軽減できるとともに、個人情報の漏洩防止を図ることができる。

【0191】

なお、本実施の形態で説明した本人確認方法は、予め用意されたプログラムをパーソナル・コンピュータやワークステーション等のコンピュータで実行することにより実現することができる。本人確認プログラムは、ハードディスク、フレキシブルディスク、CD（Compact Disc）-ROM、MO（Magneto-Optical disk）、DVD（Digital Versatile Disk）、USB（Universal Serial Bus）メモリ等のコンピュータで読み取り可能な記録媒体に記録され、コンピュータによって記録媒体から読み出されることによって実行される。また、本人確認プログラムは、インターネット等のネットワークを介して配布してもよい。

20

【0192】

上述した実施の形態に関し、さらに以下の付記を開示する。

【0193】

（付記1）ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取り、読み取った前記個人情報に基づき、前記公的身分証明書が正当であるか否かを判定し、前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む撮影画像を撮影し、読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する、処理をコンピュータに実行させることを特徴とする本人確認プログラム。

30

【0194】

（付記2）前記読み取る処理は、オンラインでの本人確認を要する取引の開始要求を受け付けたことに応じて、ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取る、ことを特徴とする付記1に記載の本人確認プログラム。

40

【0195】

（付記3）前記読み取る処理は、前記公的身分証明書に組み込まれたICチップからユーザの画像を含む個人情報を読み取る、ことを特徴とする付記1または2に記載の本人確認プログラム。

【0196】

（付記4）前記出力する処理は、本人認証に成功した場合には、本人認証の結果とともに、読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像を出力する、ことを特徴とする付記3に記載の本人確認プログラム。

【0197】

50

(付記5) 前記公的身分証明書を含む撮影画像を撮影する、処理を前記コンピュータに実行させ、

前記読み取る処理は、

撮影した前記公的身分証明書を含む撮影画像を文字認識処理して、前記公的身分証明書に記載された個人情報を読み取り、

撮影した前記公的身分証明書を含む撮影画像をトリミング処理して、前記公的身分証明書に付されたユーザの画像を取得する、

ことを特徴とする付記1～4のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

【0198】

(付記6) 読み取った前記個人情報に住所情報が含まれる場合、ユーザの現在位置を示す位置情報を取得する、処理を前記コンピュータに実行させ、

前記出力する処理は、

取得した前記位置情報と前記個人情報に含まれる前記住所情報との比較結果にさらに基づいて、本人認証の結果を出力する、ことを特徴とする付記1～5のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

【0199】

(付記7) 前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像は、顔画像であり、

前記撮影する処理は、

ユーザを撮影する際に、被写体を表示する画面に、顔を位置付けるガイドを表示する、ことを特徴とする付記1～6のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

【0200】

(付記8) 前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む動画を撮影し、

読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記動画とに基づいて、本人認証を行う、

処理を前記コンピュータに実行させることを特徴とする付記1～7のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

【0201】

(付記9) 前記本人認証を行う処理は、

撮影した前記動画から複数のフレーム画像を選択し、

選択した前記複数のフレーム画像それぞれと、前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像とを照合した結果に基づいて、本人認証を行う、

ことを特徴とする付記8に記載の本人確認プログラム。

【0202】

(付記10) ユーザを含む動画を撮影中に、モーション指示を出力し、

撮影した前記動画に基づいて、出力した前記モーション指示に対応する動作が行われているか否かを判断する、処理を前記コンピュータに実行させ、

前記本人認証を行う処理は、

前記モーション指示に対応する動作が行われていると判断した場合に、前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記動画とに基づいて、本人認証を行う、ことを特徴とする付記8または9に記載の本人確認プログラム。

【0203】

(付記11) 前記モーション指示を出力する処理は、

複数のモーション指示の中からランダムに選択したモーション指示を出力する、ことを特徴とする付記10に記載の本人確認プログラム。

【0204】

(付記12) 前記ユーザを含む撮影画像を撮影する処理は、

前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、撮影機能を起動して、ユーザを含む撮影画像を撮影する、ことを特徴とする付記1～11のいずれか一つに記載の本人確認プログラム。

10

20

30

40

50

【 0 2 0 5 】

(付記 1 3) ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取り、読み取った前記個人情報に基づき、前記公的身分証明書が正当であるか否かを判定し、前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、ユーザを含む撮影画像を撮影し、読み取った前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、撮影した前記ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する、処理をコンピュータが実行することを特徴とする本人確認方法。

【 0 2 0 6 】

(付記 1 4) 被写体を撮影するカメラと、ユーザの画像を含む個人情報を公的身分証明書から読み取る読取部と、前記読取部が読み取った前記個人情報に基づき、前記公的身分証明書が正当であるか否かを判定する判定部と、前記判定部が前記公的身分証明書が正当であると判定した場合に、前記カメラにより、ユーザを含む撮影画像を撮影する撮影制御部と、前記個人情報に含まれる前記ユーザの画像と、前記撮影制御部が撮影した前記ユーザを含む撮影画像とに基づいて、本人認証の結果を出力する出力部と、を有することを特徴とする情報処理装置。

10

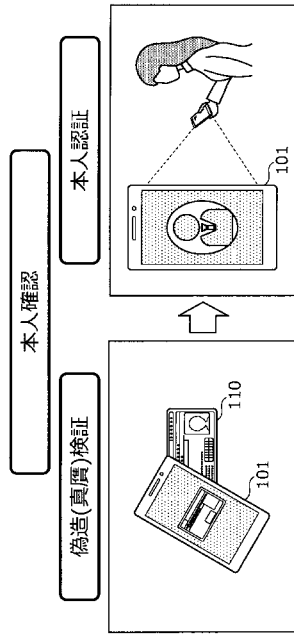
【 符号の説明 】

【 0 2 0 7 】

1 0 1	情報処理装置	20
1 1 0	公的身分証明書	
2 0 0	本人確認システム	
2 0 1	検証サーバ	
2 0 2	照合サーバ	
2 0 3	事業者サーバ	
2 1 0	ネットワーク	
3 0 0	バス	
3 0 1	C P U	
3 0 2	メモリ	
3 0 3	カメラ	30
3 0 4	通信 I / F	
3 0 5	ディスプレイ	
3 0 6	入力装置	
3 0 7	読取装置	
3 0 8	G P S ユニット	
4 0 1	受付部	
4 0 2	読取部	
4 0 3	判定部	
4 0 4	撮影制御部	
4 0 5	認証部	40
4 0 6	出力部	

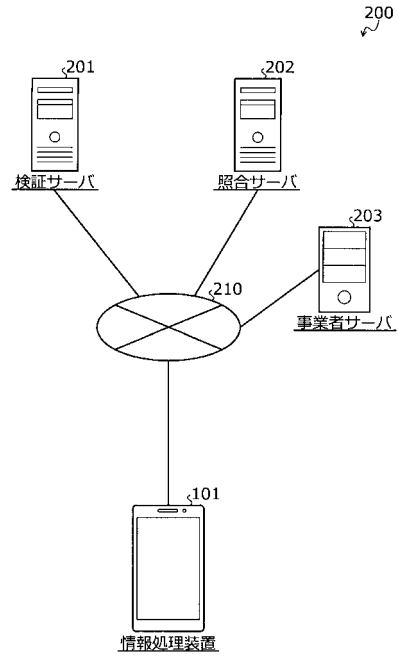
【 図 1 】

実施の形態にかかる本人確認方法の一実施例を示す説明図



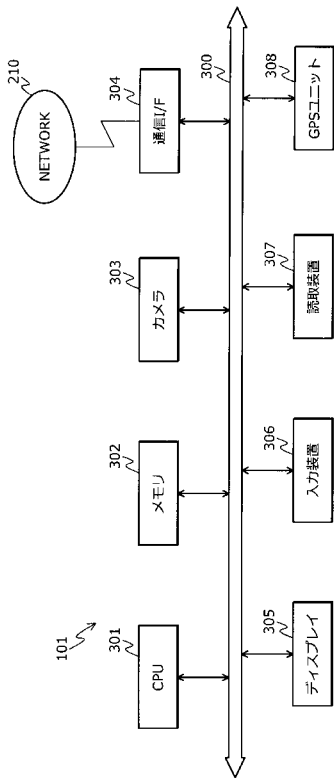
【 図 2 】

本人確認システム200のシステム構成例を示す説明図



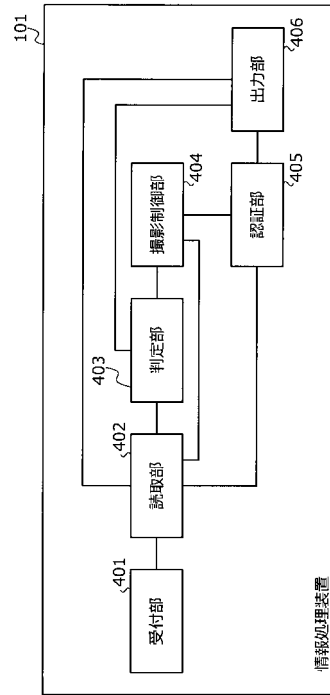
【 図 3 】

情報処理装置101のハードウェア構成例を示すブロック図

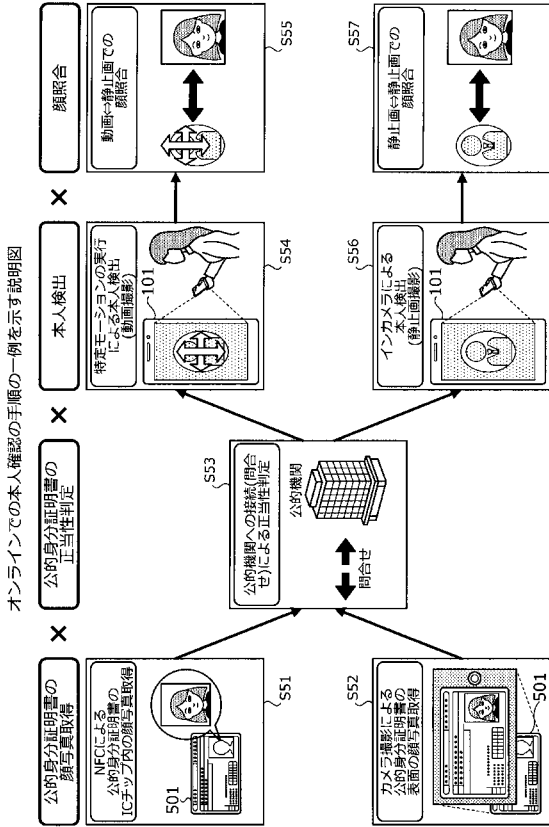


【 図 4 】

情報処理装置101の機能的構成例を示すブロック図

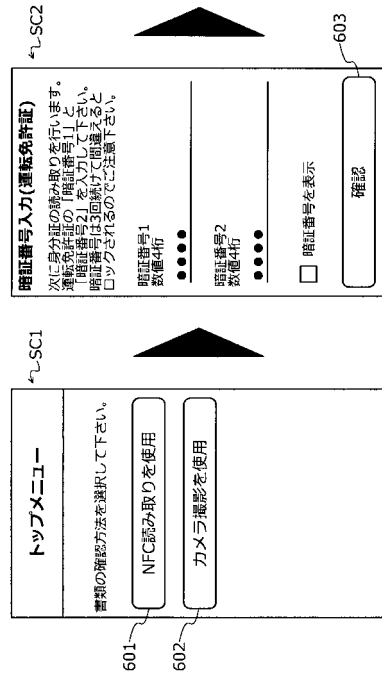


【図5】



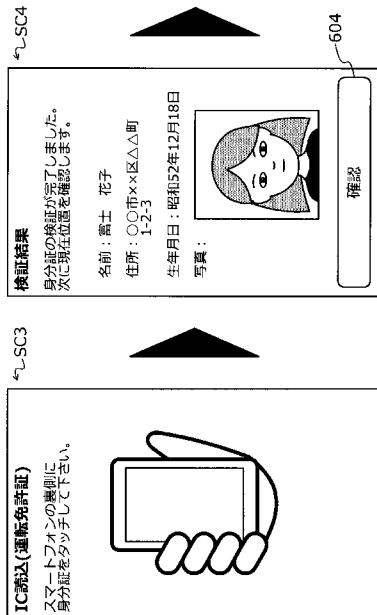
【図6A】

オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図 (その1)



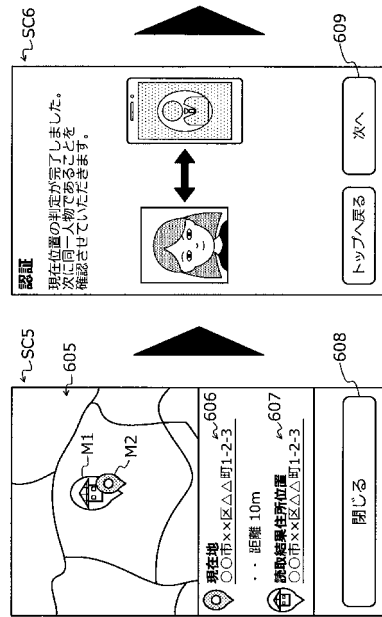
【図6B】

オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図 (その2)

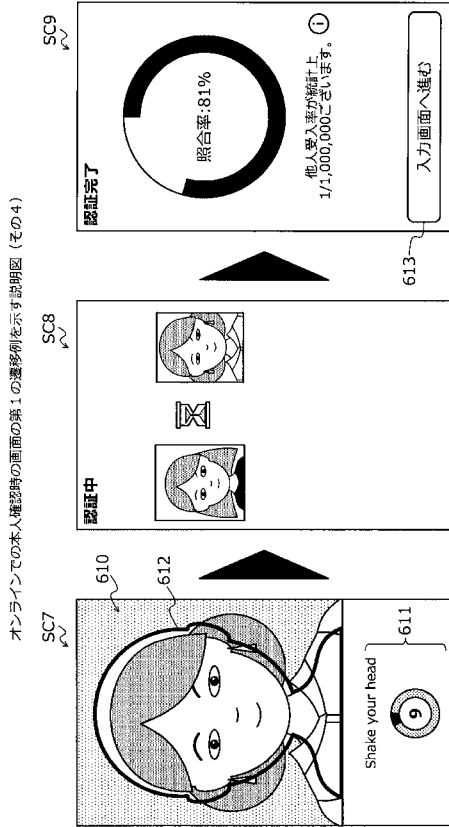


【図6C】

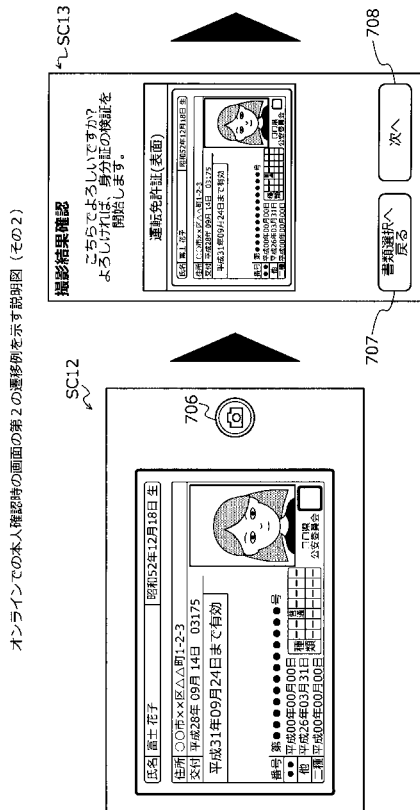
オンラインでの本人確認時の画面の第1の遷移例を示す説明図 (その3)



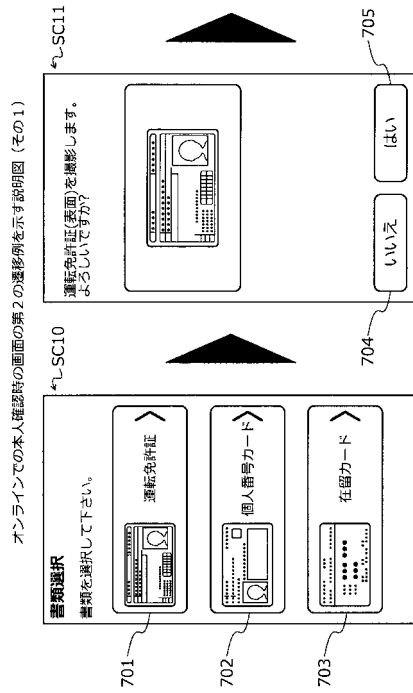
【図 6 D】



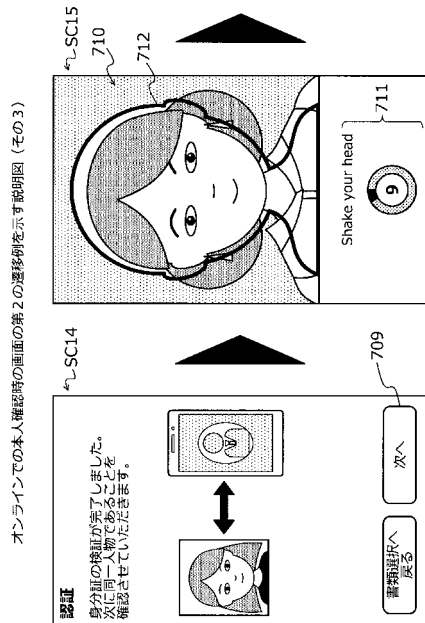
【図 7 B】



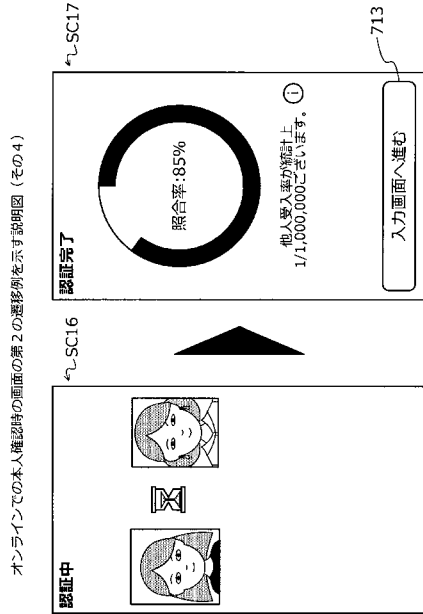
【図 7 A】



【図 7 C】

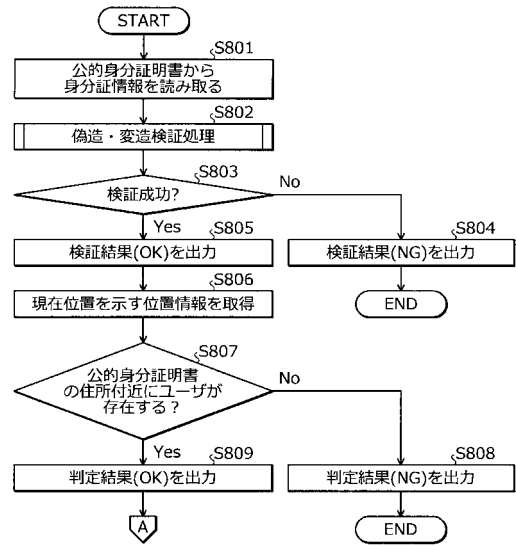


【 図 7 D 】



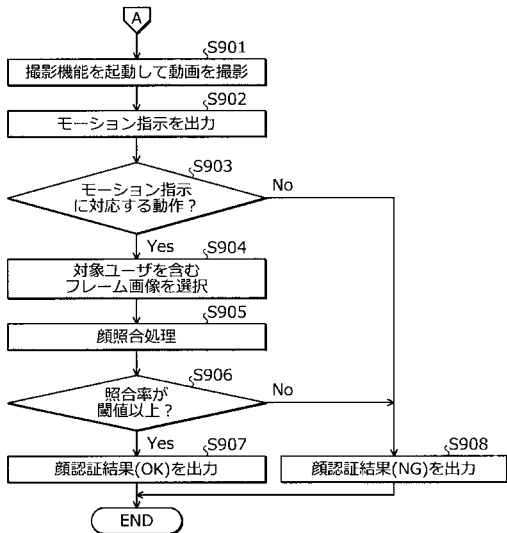
【 図 8 】

情報処理装置101の本人確認支援処理手順の一例を示すフローチャート (その1)



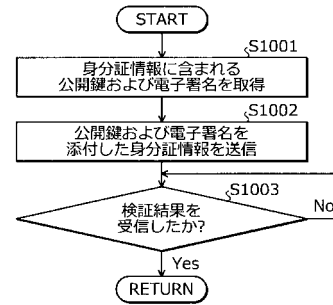
【 図 9 】

情報処理装置101の本人確認支援処理手順の一例を示すフローチャート (その2)



【 図 10 】

偽造・変造検証処理の具体的な処理手順の一例を示すフローチャート



【 図 1 1 】

検証サーバ201の偽造・変造検証処理手順の一例を示すフローチャート

